

○会計科目細則

平成26年 3月15日制定

平成28年 9月17日改正

平成29年10月21日改正

令和 4年 2月19日改正

会計科目細則

(趣旨)

第1条 この細則は、日吉台共有施設管理組規約（昭和61年5月25日制定。以下「規約」という。）第52条の規定に基づき、会計科目等に関し必要な事項を定める。

(収入科目)

第2条 一般会計及び特別会計の収入科目は、次表に定めるところによる。

区分	科目名	説明
1	前期繰越金	前年度の決算剰余金
2	維持管理費	規約第12条第1項第2号の規定に基づき徴収するもので、第44条第3項に定める費用に使用するための収入
3	市補助金	真空ゴミ輸送施設の運転委託費及び修繕工事費に要する経費に対する富里市からの補助金
4	受取利息	預貯金に対する税引き後の利子収入
5	債券運用差益	国債及び地方債等の税引き後の運用差益
6	修繕積立金	規約第12条第1項第1号の規定に基づく修繕積立金
7	下水道納付金	規約第12条第1項第3号の規定に基づく下水道納付金
8	繰入金	他会計からの繰入金
9	雑収入	区分1から8までに定めがない収入

(支出科目)

第3条 一般会計及び特別会計の支出科目は、次表に定めるところによる。

区分	科目名	説明
1	顧問報酬	顧問契約に基づき支払う弁護士等の顧問料
2	未収金回収費	未収金回収に係る諸費用（顧問報酬以外の弁護士報酬・訴訟費用を含む。）

3	会議費	<p>(1) 理事会その他の会議・交渉・調査に係る費用として理事及び諮問委員に支給する費用弁償 支給額は、次のとおりとする。</p> <p>ア 理事会 1回につき 1,000円 イ その他の会議等 1時間当たり 500円 (1日の 限度額は、1,500円とする。)</p>
		<p>(2) 役員慰労金 規約第33条の規定に基づき支給する理事、監事及び諮問委員に対する報酬を役員慰労金として、役員の任期満了時に支給する。ただし、理事にあつては、理事会の出席率が6割以上の者とする。 役員に支給する年額は、次のとおりとする。</p> <p>理事長 3万円 副理事長 2万円 理事 1万円 監事 1万円 諮問委員 1万円</p>
		<p>(3) 会議室使用料、飲物代、弁当代、資料代及び会議に関する諸費用</p>
4	事務員給与	<p>事務所採用の職員・パート・アルバイトに係る賃金及び退職慰労金(一時金)</p> <p>(1) 賃金・時給・一時金の見直しについては、毎年4月に勤続年数を考慮し、理事会で決定する(勤続1年未満の者を除く。)。ただし、支給基準がある場合で新規採用者の賃金等を決定するときは、この限りでない。</p> <p>(2) 退職慰労金(一時金)は、勤続年数3年以上の者に支給する。支給額は、次のとおりとする。</p> <p>勤続年数 3年以上5年未満 3万円 5年以上10年未満 5万円 10年以上 10万円</p>
5	事務費	印刷製本代、コピー用紙・トナー代、事務用品代及びその他事務用消耗品代

6	租税公課	印紙代
7	通信交通費	(1) 通信費 郵送料、切手代、電話料金、ファックス料金、インターネット通信料・プロバイダ料金等。
		(2) 交通費は、次のとおりとする。 ア 電車、バス、タクシー等の交通機関を利用した場合は、実費を支給する。 イ 自家用自動車を利用した場合は、走行距離に1km当たり40円を乗じて得た額を支給する。 ウ 研修・業務上で乗り合わせで自家用自動車を利用する場合は、1日につき1,000円を借上料として車両提供者に支給する。
		(3) 出張費は、交通機関を利用した片道100km以上の場合とし、理事会の承認事項とする。交通費に次の費用を加算して支給する。 ア 出張手当 1日当たり5,000円 イ 宿泊費 実費(1万円以上の場合は、理事会承認事項) ウ その他理事会で承認した諸費用 実費
8	光熱水費	センター及びゴミポストの電気料、上下水道使用料
9	備品費	机、椅子、カメラ、レコーダー等の事務所又は事務用に使用する物品等の購入費
10	手数料	銀行の振込手数料、維持管理費の口座振替手数料、その他の手数料
11	事務所使用料	市に支払う事務所の使用料(電気代相当額を含む。) (根拠) 地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産目的外使用料
12	保険料	各種の損害保険料 事務所火災保険料、職員行動保険料、動産総合保険料、センター火災保険料、機械保険料、賠償責任保険料 損害保険料以外の保険料
13	図書研修費	図書代、役員研修費
		(1) 真空ゴミ輸送施設の業務委託

14	業務委託費	(2) センターの電気保安管理業務委託 (3) これらに付随する業務の委託 (4) 会計業務委託 (決算書作成業務を含む。) (5) 事務に関する業務の委託
15	工事費	センター設備、輸送管設備、ポスト設備の修繕工事、機械・設備類の更新工事、その他の工事 工事に付随する各種調査、業務委託については、本科目に計上するものとする。
16	事務機リース料	コピー機、パソコン、プリンター、サーバー等の事務機器の賃貸借契約・リース契約に基づく料金
17	保守料	事務機器又はシステムの保守契約・サポート契約に基づく料金
18	雑費	(1) 弔慰金見舞金 弔慰金見舞金の支給については、弔慰金見舞金規程の定めるところによる。
		(2) その他の諸費用
19	積立金	基金の積立金
20	繰出金	他会計への繰出金
21	予備費	予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための費用

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年度以前の会計科目については、なお従前の例による。